

後期高齢者医療健康診査・歯科健康診査

問府後期高齢者医療広域連合 ☎ 06 - 4790 - 2031
健康保険課 ☎ 423 - 9468

広域連合が指定する医療機関、歯科医院等において、年度中（当該年度の3月31日まで）に1回、無料で受診することができます。受診の際は、被保険者資格を確認できるもの（マイナ保険証または資格確認書）を忘れずにお持ちください（健康診査は受診券も必要）。

ただし、以下に該当する人は、対象外です。

- ・病院または診療所に6カ月以上継続して入院中
- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している

※事前に必ず受診希望の医療機関、歯科医院等へ実施状況を含めてお問い合わせください。

■後期高齢者医療健康診査

糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院している人も積極的に受診してください。

詳しくは4月下旬から5月上旬にお送りした「後期高齢者医療の健康診査について」をご確認ください（年度途中で新たに75歳になった人には、誕生月の翌月にお送りしています）。

※退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行しますので、お問い合わせください。

※人間ドックを受診した人は、健康診査は対象外です。

■後期高齢者医療歯科健康診査

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の人も積極的に受診してください。

詳しくは、4月下旬から5月上旬にお送りした「歯科健康診査のお知らせ」をご確認ください（年度途中で新たに75歳になった人には、誕生月の翌月にお送りしています）。



国民年金のお知らせ

■納め忘れはないですか？

国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職の人など）は、自身で保険料を納める必要があります。納め忘れがあると、老後の支えとなる老齢基礎年金の受給額が少なくなったり、受け取れなくなることがあります。

また、国民年金加入中のケガや病気が原因で障害が残った際に支給される障害基礎年金や、加入者が亡くなった場合に遺族（子のある配偶者や子）へ支給される遺族基礎年金が受け取れなくなることもあります。納め忘れがないよう気を付けましょう。

■死亡一時金

国民年金の第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、どの年金も受け取らないうちに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者や子など）に、納付期間に応じて死亡一時金が支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受ける場合は支給されません。詳しくは市民課国民年金担当へお問い合わせ

してください。

■年金生活者支援給付金の請求はお早めに

9月に送付した年金生活者支援給付金の支給該当者に係る簡易な請求書（はがき型）等の未請求者に対して、日本年金機構からお知らせを送付します。

1月5日(月)までに手続きしないと今年10月にさかのぼって受給することができません。請求がお済みでない人はお急ぎください。

問貝塚年金事務所 ☎ 431 - 1122、市民課 ☎ 423 - 9460

■将来の年金見込額をシミュレーション

「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンから、年金記録の確認や年金見込額の試算ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

問ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
☎ 0570 - 058 - 555



日本年金機構
ホームページ
「ねんきんネット」

ご寄附ありがとうございます（寄附順・敬称略）

- ▶ 中央校区子ども会＝中央小学校にダンジリ学習帳150冊、スポーツドリンク144本 ▶ 大和川市民ネットワーク＝大和川学習に大和川かるた、大和川つけかえの史跡探訪ガイドブック32セット ▶ 岸和田美術の会＝福祉活動に5,520円 ▶ 岸和田製鋼株式会社＝バスケットボールの普及、子どもの運動環境の整備のため市内中学校にバスケットボール6号球・7号球を各11球
【ふるさと寄附・10月分】 ▶ 5,724,900円（116件）

企業版ふるさと納税にご協力ください

国が認定した地方公共団体の地方創生の取り組みに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

問企画課 ☎ 447 - 6028

- ▶ アサヒビール株式会社＝まち・ひと・しごと創生事業に10,000,000円

